

# 介護保険制度

— 各市町村 —

介護保険は、急速に高齢化が進む中、介護を必要とする人やその家族が抱える介護の不安や負担を、社会全体で支え、介護が必要となっても住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送るために作られた社会保険制度です。

概要は下記のとおりです

(1) 介護保険の制度を運営するのは市町村です。

(2) 加入する方

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	・65歳以上の方	・40歳以上65歳未満で、医療保険に加入している方
保険の給付を受ける方	・寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする方 ・家事など日常生活に支援の必要な方	・認知症、脳血管疾患、がん（がん末期に限る）などにより介護や支援が必要となった方

介護保険に加入し、被保険者となる方は、次の表のとおりです。

① 保険料の支払い方法

第1号被保険者・・・原則として、老齢・退職年金等からの天引き（※年金の受給額によって、納付書・口座振替の場合もあります。）

第2号被保険者・・・医療保険料と一緒に支払います。

② 利用料の負担

介護保険のサービスを受けたときは、原則として費用（保険対象サービスの種類ごとに定められている基準額）の9割が保険で給付され、1割が自己負担になりますが、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）作成費用は、全額が保険給付され、自己負担はありません。

また、介護保険施設等での居住費・食費は保険給付の対象外で、利用者は施設との契約に基づき全額自己負担となります。ただし、低所得者については、所得区分に応じた負担限度額が設定されています。

なお、家計への影響に配慮して、サービスの利用者1割負担が著しく高額とならないように、世帯・個人での1ヶ月の1割負担合計額が一定の上限額（15,000～37,200円/月）を超えた場合は、申請により高額介護（予防）サービス費をして払い戻されます。

さらに、医療保険、介護保険の両方を受けることにより、一年間の自己負担額が著しく高額になる世帯に、医療・介護を通じた限度額（190,000～1,260,000円/年）が適用され、自己負担の一部が高額医療合算介護（予防）サービス費として払い戻されます。

お問合せ

最寄りの各市町村

最寄りの市町村へ問い合わせ下さい。